

協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則 (平18. 12. 1)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第166条第2項第1号イ及び同項第9号ロに規定する募集（金商法第163条第1項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第8条第1項及び第9条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもので募集に係るものをいう。

2 プレ・ヒアリング

法人関係情報を提供したうえで、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査（第三者が当該協会員から委託若しくは法人関係情報の提供を受けて行う当該調査を含む。）をいう。

3 プレ・ヒアリング対象者

プレ・ヒアリングの対象者である個人をいう。

4 取 引 制 限

当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該プレ・ヒアリングの後当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間における特定有価証券等（当該上場会社等の金商法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）を行わないこと（金商法第166条第6項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる場合並びに金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第117条第1項第15号の規定により法人関係情報の提供を受けた者の間において、取引所金融商品市場によらないで行う場合を除く。）をいう。

5 守 秘 義 務

プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、金商業等府令第117条第1項第15号イ(2)及びロ(2)に規定するものをいう。

6 海外関連会社

金商業等府令第177条第6項に定める協会員の関係会社（特別会員にあつては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）である外国法人又はこれに相当する外国法人をいう。

7 法令遵守管理部門

金商業等府令第117条第1項第15号イ(1)及びロ(1)に規定する法令遵守管理に関する業務を行う部門をいう。

(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認)

第 3 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。

- 1 当該プレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであること。
- 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者（個人であり、かつ、第 5 条第 1 項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者（個人であり、かつ、同条第 2 項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。
- 3 プレ・ヒアリング対象者は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲で選定されていること。
- 4 プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲とされていること。
- 5 プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。

(調査対象者等との契約)

第 4 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行おうとする場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である海外関連会社に属する者若しくは海外関連会社に属していない者（以下「調査対象者等」という。）との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。

- 1 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の取引制限に関する事項
- 2 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の守秘義務に関する事項
- 3 プレ・ヒアリングは、需要の見込みに関する調査が目的であり、勧誘が目的ではないこと。
- 2 前項の契約は、プレ・ヒアリングの都度、あらかじめ書面により締結するものとする。ただし、プレ・ヒアリングを行う都度、当該契約内容を当該調査対象者等に確認することを条件として、包括的に契約することができる。
- 3 第 1 項の契約は、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、あらかじめ書面による契約が困難な場合には、前項の定めるところにかかわらず、当該調査対象者等に第 1 項各号に掲げる内容について説明するとともに書面以外の方法で契約し、おって当該契約内容を書面により当該調査対象者等に通知する方法その他当該協会員が社内規則に定める合理的な方法とすることができる。

(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置)

第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。

- 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第 2 項又は第 3 項に準じて締結すること。
 - イ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリング対象者との間で、取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結することを含む契約を締結すること。
 - ロ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後 5 年間これ

を保存すること。

ハ プレ・ヒアリング対象者は、合理的な範囲で選定すること。

ニ プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、合理的な範囲とすること。

ホ プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。

2 協会員は、当該海外関連会社において、前号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。

2 協会員は、第3条第2号に定める海外関連会社に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。

(通知又は記録の保存等)

第6条 協会員は、プレ・ヒアリングの後当該募集が行われないことについて、当該上場会社等から報告を受ける等の方法により確認した場合は、これを調査対象者等に通知し、その記録を保存しなければならない。

2 協会員は、前条第1項第1号に定める契約を締結した場合、同号イに定める契約書の写しを海外関連会社に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならない。

3 協会員は、当該上場会社等から第8条第2項に定める了解を得た場合は、その記録を保存しなければならない。

(違反調査対象者等への対応)

第7条 協会員は、調査対象者等が第4条第1項の規定により締結する契約のうち同項第1号又は第2号に定める内容に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行ってはならない。

2 協会員は、海外関連会社に属する者又は海外関連会社に属していない者（以下「プレ・ヒアリング委託先」という。）が、第5条に定める措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先に委託し又は法人関係情報を提供してプレ・ヒアリングを行わせてはならない。

3 本協会は、第10条第1項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知する。

(留意事項等)

第8条 協会員は、本規則を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、金商法第4条第1項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに金商業等府令第117条第1項第14号で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならない。

2 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて、当該募集を行う上場会社等から、あらかじめ、了解を得るものとする。

(新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)

第9条 協会員は、原則として、金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴う国内における募集（金商法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいい、「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第15号に規定する新規公開において行われる募集を除く。）に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。

(本協会への報告等)

第10条 協会員は、第7条第1項又は第2項に定める事実を知った場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するものとする。

- 2 本協会は、協会員に対し、プレ・ヒアリング委託先が第5条第1項第1号ロ又は同条第2項の規定に基づき記録を作成及び保存した内容等について、資料の提出を求めることができるものとする。

（社内規則の整備等）

第11条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本規則を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。

（電磁的方法による契約等）

第12条 協会員は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により締結することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。

- 2 前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、調査対象者等から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該調査対象者等にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。
- 3 協会員は、本規則に定める調査対象者等への書面による通知に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。

付 則

この理事会決議は、平成19年1月4日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。

付 則（平19. 9. 18）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

（注）1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条第1項第4号から第7号、第3条第2号、第5条第1項第1号、第7条第3項、第8条第1項、第9条、第11条、第12条第3項を改正。

付 則（平26. 2. 5）

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第1条を改正。

付 則（令 5. 2. 14）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

(1) 第8条第1項を改正。

(2) 第9条を改正。

(3) 「本協会が別に定める日」は令和5年10月1日。

付 則（令 7. 3. 18）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第12条第 1 項から第 3 項を改正。